

政府、民間、東電が津波を事故の直接的原因とする一方、国会事故調は事故原因を津波に限定することに疑念を呈しています。

また、事故の根源的原因・背景については、各事故調とも規制当局と東電の双方に不備があり、特に津波想定やシビアアクシデント(過酷事故)対策、複合災害対策に問題があったとしています。

### ●各事故調の見解①(事故の原因)●

	政府	国会	民間	東電
事故の直接的原因	<p><b>【損傷が地震によるとは認められない】</b></p> <p>「重要機能を喪失する損傷は地震によるとは認められず、津波の影響により全交流電源・直流電源を喪失し、冷却機能を失ったこと」</p>	<p><b>【地震による損傷がないとはいえない】</b></p> <p>「事故の主因を津波のみに限定することには疑義がある。地震による損傷はないと確定的にいえないことから、第三者による継続的な検証を期待」</p>	<p><b>【地震による破損は考えがたい】</b></p> <p>「直接の事故の原因は、津波に対する対策が不十分で、電源喪失による多数の機器の故障が発生したことに尽きる」</p>	<p><b>【地震直後は安全機能を保持】</b></p> <p>「パラメータなどの地震応答解析では、安全上重要な機能を有する主要な設備に地震による損傷は確認されていない」</p> <p>「直接的な原因は、津波襲来によって全ての冷却手段を失ったこと」</p>
事故の根源的原因・背景	<p><b>【事前の対策が不十分】</b></p> <p>「電力事業者も国も、炉心溶融のような深刻なシビアアクシデントは起こり得ないという安全神話にとらわれていた」</p> <p>「津波対策やシビアアクシデント対策が不十分で、大規模な複合災害(地震・津波と原発事故が同時に発生)への備えに不備があり、大量の放射性物質が発電所外へ放出されることを想定した防災対策がとられていなかった」</p>	<p><b>【自然災害ではなく「人災」】</b></p> <p>「規制当局と事業者である東電の逆転関係により、必要な規制や安全対策が先送りされ、地震にも津波にも耐えられる保証がない脆弱な状態で原子力発電所は東日本大震災を迎えたと推定される」</p> <p>「これが事故の根源的原因であり、今回の事故は自然災害ではなく、明らかに人災」</p>	<p><b>【東電の組織的な怠慢に原因】</b></p> <p>「1号機の非常用復水器(IC)運転などにおけるヒューマンエラーが、この事故が「人災」の性格を色濃く帯びていることを強く示唆している」</p> <p>「人災は、東電が全電源喪失過酷事故に対して備えを組織的に怠ってきたことの結果であり、それを許容した規制当局にも責任がある」</p>	<p><b>【津波の想定、備えが不十分】</b></p> <p>「津波想定に甘さがあり、津波に対抗する備えが不十分であったことが事故の根源的原因」</p> <p>「原子力関係者全体が、安全確保のベースとなる想定事象を大幅に上回る事象を想定できず、また、原子力災害に対する備えの想定も甘く、対応においては現場実態を想像できず実践的な考えが十分でなかった」</p>

(以下より作成)

国立国会図書館 調査と情報 第756号「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」

日本電気協会発行「東京電力・福島第一原子力発電所 ここがポイント 事故調査報告書」

各事故調報告書